

自由主義を批判する論点が、主として「徳倫理学」という立場から発信されている。もっとも代表的な著作はマッキンタイア Alasdair MacIntyre 「美徳なき時代」(篠崎栄訳みすず書房)であるが、自由主義の核心となる「自律」(Autonomy)の概念を、正面から批判する著作が現れた。

1、「パターナリズムは考えられる最大の独裁制である」(バーリン)

サラ・コンリー「自律性批判」(Sarah Conly :Against Autonomy ——Justifying Coersive Paternalism, Cambridge UP 2013)である。その中心となる主張は、きわめて単純であって、人間には自律性を主張するほどの自制心が備わっていないから、「強制的パターナリズム」(coersive paternalism)が不可欠であるという。

「パターナリズム」という言葉は、語源的には「父親主義」という意味だが、父親が子どもの利益になることを、子どもの自由意志を否定して強制する態度のことである。コンリーは、ジョン・クレイニグ (John Kleinig:Paternalism 1984) に従って「XはYの自由を減殺する行為をするが、それはYにとっての善が保証されるという目的のためである」(p.17)という定義を採用している。

「パターナリズム」という言葉が広く使われるようになったのは、バーリン「自由論」(Isaiah Berlin:Liberty ed.H.Hardy OXFORD UP 1995)にある「パターナリズムは、自由の条件を整えることができるが、自由そのものは抑止してしまう」(paternalism can provide the conditions of freedom, yet withhold freedom itself.p.47)とか「パターナリズムは考えられる最大の独裁制である(paternalism is the greatest despotism imaginable.p.183)とかいう言葉によってである。これこそ自由の概念の核心であると信じられてきた。

次の言葉は、バーリンの自由論を非常に分かりやすく語っている。「自由の本質は、つねに貴方が、強制されることなく、威嚇されることなく、何か大きなシステムに飲み込まれることなく選択することを欲するがゆえに選択する能力のうちにある。(The essence of liberty has always lain in the ability to choose as you wish to choose, because you wish so to choose, uncoerced, unbullied, not swallowed up in some vast system;)そして、自由の本質は、抵抗する権利、大衆的にならない権利、貴方の確信がただ貴方の確信であるというだけの理由で貴方の確信の側に立つ権利のうちにある。(and in the right to resist, to be unpopular, to stand up for your convictions merely because they are your convictions.)

これこそが本当の自由である。そしてこれを欠くならば、いかなる種類の自由も存在しない。否、自由の幻想すらも存在しない。(That is true freedom, and without it there is neither freedom of any kind, nor even the illusion of it.)」(Isaiah Berlin, Freedom and its Betrayal London and Princeton,2002, pp.103-4)

このバーリンの言葉が、自由の本質を示しているなら、サラ・コンリー「自律性批判」(Against Autonomy)は、自由という概念そのものをその核心において否定することになる。これは自由主義批判の新しい次元を示していると言っていいただろう。

2、強制の必要

コンリーの主張の核心は次のように述べられている。

「われわれは確かに人々に行為を止めさせる必要がある。ソフト・パターナリストが推賞するような、良い行為に向けて単にインセンティブを与えることだけでは不十分だからだ。

われわれは、適切な情報が与えられたとしても彼らは選択しないだろうような事柄をも人々にやらせる必要がある。情報が与えられると言うことは道具的な意味で合理的な決定の保証にはならないからだ。」

(Sarah Conly :Against Autonomy, Cambridge UP 2013 p.45)

しかし、これはいわば「理想的なパターナリズム」の場合にのみ妥当するのではないだろうか。父が子どもに、医師が患者に、教師が生徒に、ある行為を強制する場合に、その行為が強制を受けるものにとって有益であるということが完全に明らかであるなら、「ハード・パターナリズム」が、功利主義的な原則によって正当化されるだろう。

夫が妻に人工妊娠中絶を「それがわれわれにとって最善の選択だ」という理由で強制するとき、「何が最善であるか」が自明であるような場合は考えにくい。その曖昧さが、自己決定権、自律の正当化の根拠の一つとなる。「生活の良さは、それを経験する本人だけが知ることのできるという側面を多く含んでいる。間違っただけを避けるためには、自己決定権を尊重するのが最善だ」というのは、功利主義的な自己決定論である。

コンリーは、こう述べている。

「ハード・パターナリズムは、二つの点でソフト・パターナリズムと異なっている。ハード・パターナリズムは、リーバタリアン・パターナリズムが行うようなあまり干渉的にならないような単純な選択の操作よりも、むしろ人々に行動することを強制する（もしくは禁止する）ことを意味する場合もある。

(Hard paternalism is contrasted with soft paternalism in two ways: it may mean forcing people to act (or refrain' from action) rather than simply manipulating choice in less invasive ways, as libertarian paternalism does)

ハード・パターナリズムは、人々に適切な情報が与えられたとしても、人々が選択しなかったであろうような行為を人々に課するという意味になる場合がある。このような場合に、ソフト・パターナリズムは、もしも人々が事実を知っていたならば、自ら望んだであろうようなことを人々にさせるだけである。

(And, it may mean imposing actions upon people that they themselves would not choose, even if properly informed where soft paternalism only makes (or entices) people to do what they themselves would want, if they knew the facts.)

このどちらの意味でも、私はハード・パターナリズムを支持する。(I argue for hard paternalism in both senses.)」(同 48 頁)

コンリーの主張は、パターナリズムがつねに正当に行使されているという前提でのみなりたつ。実際には、パターナリズムが正当化されている社会的な文脈では、つねにパターナリズムが濫用されている可能性がある。

「XはYの自由を減殺する行為をするが、それはYにとっての善が保証されるという目的のためである」というタテマエで、実際には「XはYの自由を減殺する行為をするが、それはYにとっての善が保証されるという目的のためであるかのような擬装をして、実際にはXの利益が追求されている」というパターナリズムの濫用の可能性がある。

正しく行使されたパターナリズムと濫用されたパターナリズムとが、つねに識別困難であって、その

場では判断がつかないという現実が存在すると仮定しよう。そのような社会環境では、正当なパターナリズムを含めてパターナリズム一般を拒否することの中にも、自由、自己決定の権利、自律がかのうになるというバーリンの主張の正当性がなりたつだろう。

コンリーの主張は、自由主義とパターナリズムとの曖昧な混合体制について、より根源的な分析をうながす効果をもっている。私は今「自由主義とパターナリズムとの曖昧な混合体制」という言葉を用いたが、われわれが現に生きている「自由主義社会」は、部分的にパターナリズムを許容している「自由主義とパターナリズムとの曖昧な混合体制」である。なぜ、このような体制が採用されているか。そこには自由主義には、大人と子どものダブル・スタンダードが含まれているという、もう一つの曖昧さが絡んでいる。

判断能力のある大人には、愚行権を含む自己決定権が認められているが、子どもにはパターナリズムが正当化されている。この大人と子どものダブル・スタンダードが現行社会に不可避であるかぎり、大人と大人の関係でも、自由主義とパターナリズムとの曖昧な混合体制が不可避になる。

3、Autonomy、Privacy、Selfdetermination は権利であるか

エホバの証人 (Watch Tower Bible and Tract Society) 信者の輸血拒否に関して、医師の説明義務違反を認定した最高裁判決 (2000年2月29日) は、人格権を論拠とした。医師は「輸血は極力回避するが生命に危険がある場合には輸血する」という原則で手術に臨んだが、患者にその原則は伝わっていなかった。

Autonomy-Privacy-Selfdetermination の核心には、人格がある。患者の同意無しに侵襲を含む治療行為を行ってはならない。身体には人格が宿っているから、知らされることなく自己の身体に操作を加えられることは人格の侵害である。あらゆる選択の可能性について知る権利が患者にある。患者は理性的ないし非理性的な選択の主体であって、選択の可能性について知ることは、選択に不可欠である。

Autonomy とは「自己」を再確認することである。自己とは、「自分の本心」「本当の自分の気持ち」ということであるが、それは真空にただようアトムではない。医師と患者との関係では、患者が医師に自分の意志を押しつけたときに、「自己」が確認されるのではなく、患者が医師と本当の合意に達したときに、自己が確認される。治療の方針について「この先生にお願いしてよかった」という気持ちをもちつつ納得したときに、「自己」が確認されている。

バーリンの自由論を楯にとれば、**Autonomy=Paternalism** は絶対にありえない、論理的な矛盾である。しかし、実際には、心理的には日本人の多くは「先生におすがりすることができて安心だ」という依存を積極的に受け入れる気持ちで、合意を受けとめている。疑心暗鬼を払拭して、得心が得られる心理状態は、**Paternalism** の積極的な受容である。「最善の自己決定はパターナリズムの受容である」という心性は、日本人の場合、決して珍しくはない。

医療の技術が高度化してくると、医療行為の選択肢について説明を聞いても、患者の側ではほとんど理解できないし、理解できたとしても、厳密な意味での判断はできないということになる。

すると医師と患者の間関係は、実質的にはパターナリズムでしかありえないが、それをあたかも「インフォームド・コンセント」によって、患者の自己決定権が行使されたかのような擬制が作られていることになる。

4、選択のコスト

「国民皆保険制度」が維持可能か。医療と国民経済の関係では、追い風が逆風に変わった。1970年代以後、日本では高度化した医療技術を「国民皆保険制度」でカバーしてきたが、経済成長の停止、もしくはマイナス成長の時期になった。医療の高度化、高齢化、生活補助家庭の増大、保険料未納者の増大という事実と直面すると、「国民皆保険制度」が維持可能か否かが、日本の医療制度の最大の問題となる。

日本では、歯科治療などを除くと、保険支払いと私費支払いとを併用する「混合診療」にたいして禁止するという前例をつくってきた。医療の選択肢のすべてが保険によってカバーされるなら、私費支払いを禁止することは、患者にとって選択の制限や禁止とはならない。しかし、医療費をたとえば半減するという目標を達成しようとするれば、保険制度のカバー範囲の非常に過激な縮小が避けられない。すると、保険でカバーできない治療手段については、私費での支払いをするという「混合診療」の可否が問題になる。医療を受ける権利そのものを「国民皆保険制度を守るために」という理由で制限することは不当であろう。「混合診療の禁止」にはつねに権利侵害の疑いがかかる。

このような関係では **Autonomy=Paternalism** の可能性を追究することが、最善の医師患者関係を形成することになる。(JAN12,2013)

参考 : Sarah Conly :Against Autonomy ——Justifying Coersive Paternalism, Cambridge UP 2013
の目次

Contents

Acknowledgements	page viii
Introduction: The argument	1
1 Why value autonomy?	16
2 Individuality	47
3 Alienation, authenticity, and affect	74
4 Misuse and abuse: perfectionism and preferences	100
5 Misuse and abuse: punishment and privacy	126
6 Applications	149
7 Final justifications	182
Select bibliography	195
Index	204

(以上)